

2023 年(令和 5 年)12 月 27 日

高 岡 ガ ス 株 式 会 社

政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続について

高岡ガス株式会社(本社:富山県高岡市、代表取締役社長 菅野 克志)は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下、「本事業」)」の再延長を受け、都市ガス料金の値引きを継続いたします。本事業に基づく料金の値引き期間の終期につきまして、2023 年 12 月使用分(2024 年 1 月検針分)の料金までとされておりましたが、今般、政府により、当該値引き期間を 2024 年 5 月使用分(2024 年 6 月検針分)の料金まで再延長することが決定されたので、お知らせいたします。

値引き後の毎月のガス料金については、弊社ホームページや「ガスご使用量のお知らせ」(検針票)等にてお知らせいたします。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は必要ありません。

■政府が指定する値引き単価について

2024 年 1 月使用分(2 月検針分)～2024 年 5 月使用分(2024 年 6 月検針分)のガス料金について、都市ガス料金に適用となる原料費調整単価から、以下の値引き単価を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

対象期間	値引き単価(税込)
2024 年 2 月～5 月分のガス料金 (2024 年 1 月使用分(2 月検針分)～4 月使用分(5 月検針分))	1m ³ あたり 15円
2024 年 6 月分のガス料金 (2024 年 5 月使用分(6 月検針分))	1m ³ あたり 7.5円

※都市ガスの年間契約量が 1,000 万 m³ 以上のお客さまは対象外となります。

※標準家庭(1 か月のご使用量が 19m³)の場合、2024 年 2 月検針分～2024 年 5 月検針分は、毎月 285 円(税込)(6 月分のガス料金は 142.5 円(税込))の値引きとなります。

※本事業に規定される値引き単価が変更になった場合は、それに準じて値引き額を変更いたします。

■本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

【お問合せ窓口】

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL : 0120-013-305

※ 受付時間: 全日 9:00～17:00(年末年始を除く)

以上

< お問合せ先 >

高岡ガス株式会社

業務部 高木

TEL 0766-22-0709